

報道発表

令和3年3月5日



財務省
長崎税関
NAGASAKI CUSTOMS

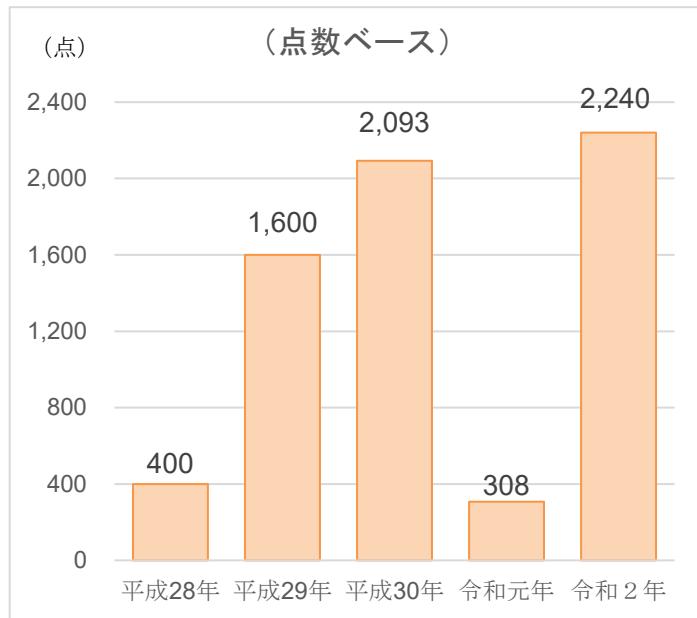
知的財産侵害物品の輸入差止件数が過去最多

(令和2年の長崎税関における知的財産侵害物品の差止状況)

長崎税関^{注1}は、令和2年の長崎税関における知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

- 輸入差止件数は4件で、過去最多（前年比2倍）
- 輸入差止点数は2,240点（前年比7.3倍）で、2年ぶりに2千点を超える
- 輸入差止貨物は、中国来3件（2,237点）、米国来1件（3点）で、すべて海上貨物
- 輸入差止貨物は、商標権侵害物品3件（1,041点）及び著作権侵害物品1件（1,199点）

【知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移】



権利・品目別（件数ベース）^{注2}

	商標権	著作権	合計
布製品		1	1
衣類付属品	1		1
電気製品	1		1
衣類	1		1
時計類	1		1
その他	2		2
合計	6	1	7

権利・品目別（点数ベース）

	商標権	著作権	合計
布製品		1,199	1,199
衣類付属品	1,004		1,004
電気製品	4		4
衣類	2		2
時計類	1		1
その他	30		30
合計	1,041	1,199	2,240

注1：長崎税関の管轄は壱岐、対馬を除く長崎県と、佐賀と福岡両県の一部、熊本と鹿児島両県の全域です。

注2：1事案で複数の品目を含んだものがあるため、権利・品目別件数と差止件数の合計は一致しません。

【長崎税関で輸入を差し止めた侵害品の例】

【商標権】

日よけフード(衣類付属品)



看板(その他)

リチウムイオンバッテリー(電気製品)



時計(時計類)



(商標部分拡大)



自転車(その他)



自転車部分品(その他)



【著作権】

タオル(布製品)



(注) 本資料の画像は、すべて権利者の許可を得て掲載しています。

(問合せ先)

長崎税関総務部税関広報広聴官
TEL 095-828-8606